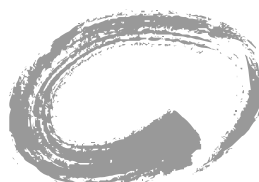


障害者福祉計画（案）



基本的な考え方

1. 基本的課題

(1) 障害の有無で分け隔てられることなく生活できる地域社会づくり

改正障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」が目的に掲げられています。

障害の有無や年齢にかかわらず人が地域で安心して生活していくには、他人を思いやり、お互いを支え合う精神が大切です。そのためには、限られた人や行政だけでなく、地域社会全体での自助・共助・公助による協働のしくみづくりが求められます。

(2) 住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困り事等について気軽に相談できる窓口の整備や、必要な時に必要なサービスを利用できる体制が不可欠であり、今後、相談支援、情報提供体制のいっそうの充実や必要なサービスの確保を図ることが求められます。また、近年、障害のある人やその介護者等の高齢化が進んでいることが課題となっています。さらには、障害特性に配慮した災害時の支援や、施設の整備の際などに、障害のある人自身の意見等を施策等に反映させていくしくみづくりなども必要となります。

(3) 制度改革・新法への対応

障害のある人に関する制度については、「障害者総合福祉法」、「障害を理由とする差別の禁止法」(*いずれも仮称)等、新法の制定と現行法の改正の予定が続いています。本市においても、それらに対応していく体制の整備に努めるとともに、サービスの担い手である関係機関の事業実施についての配慮も求められるところとなります。さらに、目まぐるしく変わる制度に関する最新の情報を本人や家族その他の支援者に迅速・正確に提供し、サービス等が途切れることなく利用できるような図っていく必要もあります。今後、制度改革・新法制定を受けて、必要に応じ本計画一部見直しの実施を予定します。

2. 「基本目標」に向けての考え方

(1) みんなでつながり、参加する東村山の福祉

障害の有無にかかわらず市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う東村山市を実現するため、広報活動や福祉教育等による「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」に努め、地域の協働やボランティア団体、NPO等による障害のある人への支援を促進します。また、障害のある人自身に対する教育の充実や就労の支援・促進に努めます。

(2) 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供

障害のある人とその家族などが介護や生活等の相談を気軽にできるよう相談体制のいっそうの充実に努めていくとともに、障害特性に配慮した情報提供の充実に努め、情報のバリアフリー化を推進していきます。

(3) 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

コミュニケーション支援など、地域生活を支える福祉サービスの充実を図り、障害のある人の地域生活への移行を支援・促進します。また、地域における保健・医療サービス体制の充実を図ります。

また、「障害者基本法」の改正（平成23年7月）で差別等が禁止され、障害のある人の人権に関する表現が強化された内容になっていることや「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定（平成23年6月）等も踏まえて、障害のある人の権利擁護支援体制の充実に取り組んでいきます。

(4) 福祉を推進していくためのまちづくり

「福祉のまちづくり」(物理的なバリアフリーやユニバーサルデザイン)や移送サービスの充実を進め、障害のある人が安心・快適に外出、社会参加していくための基盤を整備していきます。

また、『要援護者支援全体計画』等に基づく災害時等の支援や、防災・防犯体制の強化を図ります。

さらに、障害のある人の生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進や、地域資源の活用による拠点づくりと「活動の場」の充実に努めていきます。

3. 計画期間

本計画は、「地域福祉計画」の個別計画として位置づけられ、その計画期間は平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間となります。(「障害福祉計画」は平成 24 年度から 26 年度の 3 年間)



施策の展開

1. みんなでつながり、参加する東村山の福祉

<お互いを認め合う社会への推進>

(1) 障害のある人への理解の促進 (「心のバリアフリー」の促進)

主な取り組み	展開方向
<p>広報・啓発活動の充実</p>	<p>新しい課題についての広報や啓発活動等を通じて「ノーマライゼーション」の理念の推進を図り、ともに生きる社会づくりを進めます。</p> <p>「福祉のつどい」の開催等を通じて相互交流の場や機会を設けます。</p> <p>発達障害や高次脳機能障害なども含めた、それぞれの障害の特性に応じた、障害への理解の促進などの啓発活動に、障害者関係機関や団体等との連携のもと取り組んでいきます。</p>
<p>福祉教育の充実</p>	<p>障害のある人への理解と認識を、子どもの頃から深めていくため、福祉教育の推進や障害者施設等における体験活動等の交流を検討していきます。</p>
<p>地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進</p>	<p>「市民大運動会」「市民文化祭」「市民産業まつり」への市民参加を促進します。</p> <p>市民福祉カレッジや障害に関する講習会の開催等の推進・支援に努めます。</p> <p>パソコン講習等、障害のある人の生涯学習活動を行っている自主的な活動を支援していきます。</p>

< 個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備 >

(2) 障害児教育の充実と障害者就労支援の推進

主な取り組み	展開方向
就学前教育(療育)・保育の充実	<p>施設、人員等の状況に応じた障害児保育の受け入れの充実を図ります。</p> <p>幼児期における障害児保育の支援を検討していきます。</p> <p>早期発見・早期療育に努めるため、関係機関と連携して地域療育体制の推進を図ります。</p> <p>児童クラブへの障害児受け入れに努めていきます。</p>
放課後余暇活動の充実	<p>放課後対策・長期休暇時における支援対策を推進します。</p> <p>障害のある子どもの活動の場を広げるために地域交流等の促進を図ります。</p>
特別支援教育の推進	<p>『東村山市特別支援教育推進計画』に基づいた教育の充実に向け、次のように取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級指導学級の増設を行い、特別支援学級の充実を図ります。 ・専門家チーム、教員サポーターの活用を図ります。 ・特別支援教育への理解を促進するため、啓発活動に努めます。 ・一人ひとりのライフステージを見通した教育を行えるよう、家族も含めた相談体制・就学支援体制の充実を図ります。
就労支援体制の充実	<p>障害のある人が自立して生活を営むことができるように、関係機関と連携し就労支援・定着支援の推進を図ります。</p> <p>発達障害、高次脳機能障害なども含めた障害のある人の就労への支援の推進を図ります。</p> <p>就労希望者の掘り起こし、職場の新規開発や障害理解などによる就労の場の拡大に努めます。</p> <p>福祉施設等の通所訓練により就労移行の推進を図ります。</p>

< 協働による地域福祉体制の推進 >

(3) 地域の協働による地域福祉体制の推進

主な取り組み	展開方向
地域ネットワークの推進	地域福祉を効果的に推進するために市内関係事業者・施設・団体間の連絡会等、ネットワーク化を図ることにより、情報交換、相互交流による連携と役割分担を進め、協働体制を推進します。
社会福祉協議会との連携強化	新しいニーズや制度に即した社会福祉協議会との連携のあり方を検討していきます。
NPO等民間団体等との協働	NPO等民間団体、障害者関係機関や病院と連携し、障害のある人への支援を図ります。 市民による主体的な活動や地域コミュニティ活動を活性化させていくためのしくみづくりを検討していきます。
計画推進体制の確立	障害者福祉計画推進部会において「障害者福祉計画」の進行状況、進捗の管理および評価を行います。

2. 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供

< 相談体制の充実 >

(1) 相談体制の充実

主な取り組み	展 開 方 向
包括的な相談体制の推進	<p>障害のある人とその家族などが介護や生活などの相談を気軽にできるよう、また障害のある人の生活全般に関する相談にきめ細かく対応できるように、地域の相談機関の機能強化・充実を図ります。</p> <p>発達障害、高次脳機能障害なども含めた障害のある人のための相談体制の推進を図ります。</p> <p>より身近な所で相談できるように身体・知的・精神の相談支援員活動の推進を図ります。</p> <p>来庁された方へ適切な支援を行えるよう、福祉総合相談窓口およびワンストップサービスの検討をしていきます。</p>
福祉サービスの利用支援	<p>障害特性に応じた福祉サービスを適切に提供するとともに、必要な方にはサービス利用計画の作成を推進します。</p>

< 情報収集・提供体制の充実 >

(2) 情報のバリアフリー化の推進

主な取り組み	展開方向
<p>障害の特性に配慮した情報提供の充実</p>	<p>手話通訳者の養成に努め、手話通訳者派遣制度の推進を図ります。</p> <p>要約筆記制度のPRを図ります。</p> <p>音声コードによる通知文書等の発送を推進していきます。</p> <p>障害のある人の日常生活の利便性を高める情報提供機器等を定期的に検討し、見直していきます。</p> <p>図書のデジタイズ化、市のホームページでの音声読み上げ、情報の点訳等、障害のある人への情報伝達手段を充実させます。</p>
<p>多様な情報媒体の活用</p>	<p>IT講習会等の開催を検討します。</p> <p>ファクシミリ・ホームページ・電子メール・市報・窓口等の多様な情報提供手段の活用を推進します。</p> <p>地域のイベント情報等の集約と発信について検討を行います。</p>
<p>行政との情報交換</p>	<p>障害のある人やその家族、関係者と行政との意見交換の機会を設け、情報の共有と相互理解の促進を図ります。</p>

3. 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

< 地域生活を支える福祉サービスの充実 >

(1) 地域生活を支える福祉サービスの充実

主な取り組み	展 開 方 向
自立を支援する福祉サービスの充実	<p>障害のある人へのホームヘルプサービス等のサービスの充実を図り、自立を図る訓練事業および介護者への支援策を推進します。</p> <p>移動に支援を要する障害者（児）の社会参加を促進する福祉サービス拡充の検討や、ガイドヘルパー養成への協力を努めます。</p>
地域で暮らすための支援体制の整備	<p>障害のある人の地域生活の基盤となるグループホーム・ケアホームの開設への協力を行うとともに、生活を支援し地域移行を促進します。</p> <p>精神障害者の退院を促進し、地域で生活するためのしくみづくりを検討します。</p>
コミュニケーション支援の充実	<p>手話通訳者および要約筆記者を派遣する等の「コミュニケーション支援事業」の充実を図ります。</p> <p>視覚障害者への情報伝達手段としての用具を検討していきます。</p>

<こころとからだの健康増進>

(2) 地域での保健・医療サービス体制の充実

主な取り組み	展開方向
地域医療に関する福祉サービスの利用促進	健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促進します。 各種医療費助成制度についての情報提供を行い、適切な医療が受けられるよう支援します。
保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	疾病予防と健診、受診を勧奨し推進します。 保健所や医療機関との連携を強化し、障害のある人の保健・医療体制の充実や障害者歯科診療等の充実を図ります。

<権利擁護支援体制の充実>

(3) 権利擁護支援体制の充実

主な取り組み	展開方向
権利擁護体制の充実	障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の活用や法人後見監督等の制度の適正実施について研究を進めていきます。 障害のある人の虐待に関する相談窓口を設置し、虐待防止に向けた体制の整備に取り組みます。 選挙における障害特性に配慮した環境の整備に努めます。

4. 福祉を推進していくためのまちづくり

< 安心・安全なまちづくりの推進 >

(1) 安心・安全まちづくりの推進

主な取り組み	展 開 方 向
要援護者対策の推進	『東村山市地域防災計画』に基づく「要援護者支援全体計画」を作成し、推進していきます。 (詳細については地域福祉計画第 章 頁によります)
地域で支える体制づくり	日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進します。 障害のある人が安心して生活できるよう、障害の特性に合わせた情報提供体制を推進します。
サービスの質の向上の促進	福祉施設での第三者評価実施の促進を図ります。

(2) 福祉のまちづくり(バリアフリー)の促進

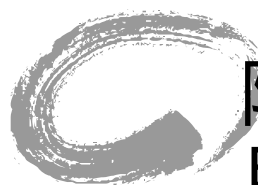
主な取り組み	展開方向
バリアフリーの推進	<p>障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための適切な環境整備を推進するために、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を検討します。</p> <p>【道路】 安全性を向上させるため、道路の拡幅・改良、歩道設置、車道の分離を進めるとともに、バリアフリー化を推進します。</p> <p>【公共・民間施設】 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や東京都福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設等の整備に努めていきます。</p> <p>【公共交通機関】 エレベーター等未設置駅について設置を検討していきます。</p> <p>【公共施設】 各公共施設の整備や改修にあたっては、障害のある人に配慮した設備の設置を検討していきます。</p>
移送サービスの促進	<p>民間路線バスの推進を図るとともに、コミュニティバスの路線運行のあり方の改善、見直しを含め市内公共交通網のあり方を検討し、利便性の促進を図ります。移送サービス事業を推進していきます。</p>

< 地域における人材や事業所の育成と充実 >

< 基盤的施設整備の多面的・有効的活用 >

(3) 地域の人材育成・地域福祉の促進

主な取り組み	展開方向
生涯学習の充実とスポーツ・レクリエーション活動の推進	豊かな地域生活が送れるようにスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実、スポーツ交流会の支援・推進、体育施設の利用拡大の促進とスポーツ指導に関する障害のある人への理解促進を図ります。
地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実	気軽に立ち寄り、様々な人と交流ができるように、市内の地域資源や各施設を活用することで、相互交流を促進し、活動の場や交流の場および居場所づくりを検討します。



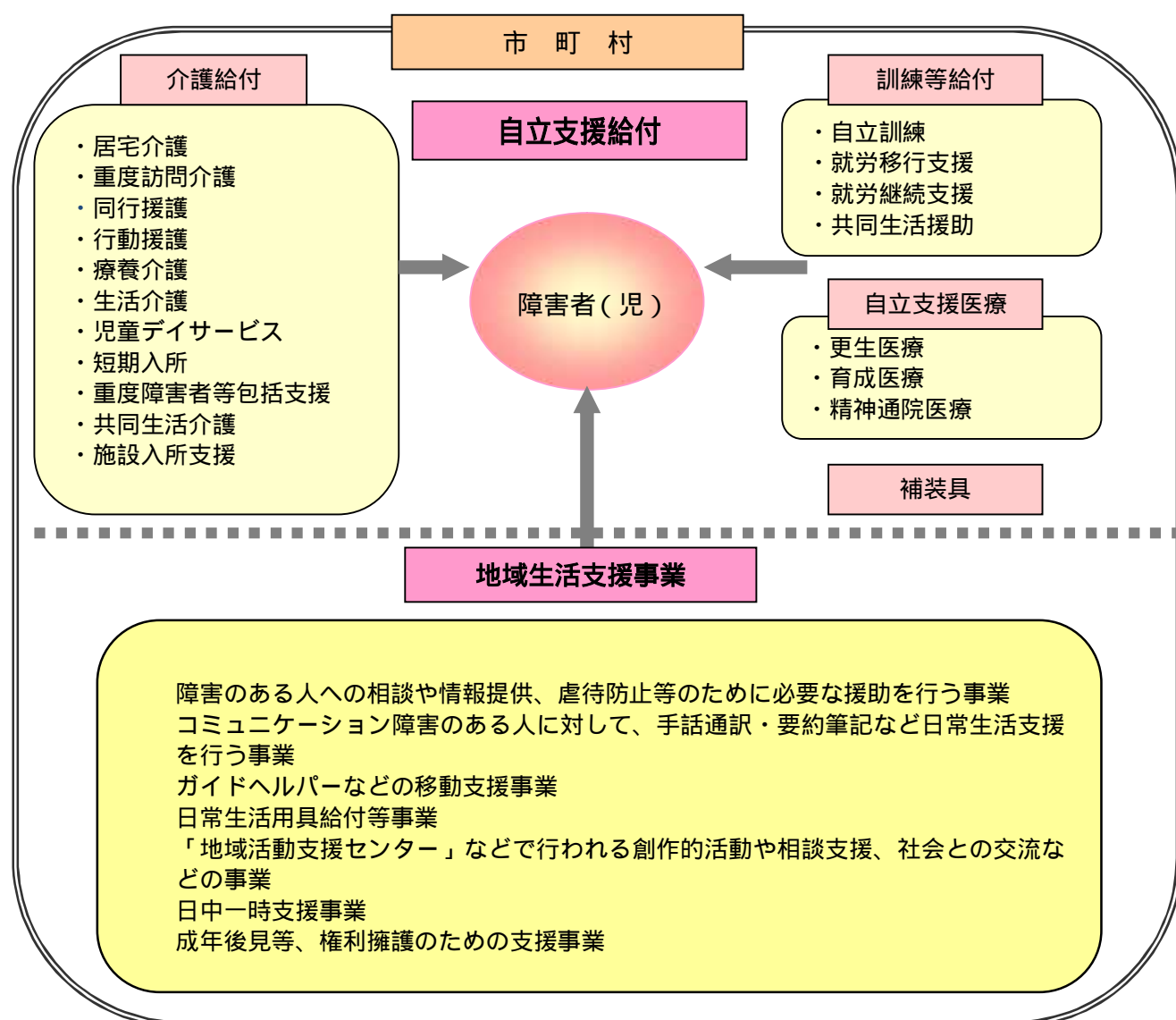
障害福祉サービスの 目標と取り組み

～ 第 3 期障害福祉計画 ～

本項では、障害福祉サービスごとの目標量およびその取り組みについてまとめます。国の基本方針、東京都の基本的な考え方を踏まえ、第 1 期・第 2 期障害福祉計画の実績値、地域の実情を勘案し、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を期間として策定しました。

また国により、平成 25 年 8 月までに現行の障害者自立支援法を廃止して、障害者総合福祉法（仮称）を制定することが予定されているため、必要に応じ見直すこととします。

障害のある人の自立支援の制度（平成 23 年度時点）



1. 基礎指標

基礎指標	現状 (平成 23 年)	推計 (平成 26 年)
総人口	153,142 人	153,261 人
身体障害者手帳所持者	4,891 人	4,987 人
愛の手帳所持者	889 人	976 人
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,065 人	1,270 人
自立支援医療費制度(精神通院)利用者	2,401 人	2,701 人
難病医療費助成認定者	1,255 人	1,499 人

1. 人口は1月1日現在、各手帳所持者数は4月1日現在です。
2. 総人口は「第4次総合計画・前期基本計画」策定時の人口推計方法に基づいた推計値を記載しています。
3. 平成26年の推計値は、各種別ごとの平成21年度から平成23年度までの変動率を基に、総人口の平成26年度の推計値も勘案して見込んでいます。

2. 目標指標

(1) 平成 26 年度の目標値の設定

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、必要な障害福祉サービスの量について、平成 26 年度を目標年度としてそれぞれの数値目標を設定しました。

A. 施設入所者の地域生活への移行

移行者数

	H18 ~ 20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)	累計
地域生活 移行者数	9 人	2 人	3 人	3 人	17 人

目標値

項目	数値	考え方
現入所者数 (A)	90 人	平成 17 年 10 月 1 日の数値です
平成 26 年度入所者数 (B)	90 人	平成 26 年度末時点の利用人員を見込んでいます。東村山市においては、施設入所の待機者が多数存在しており、入所者の地域生活への移行を進めるものの、待機者の減少を図る必要から平成 17 年 10 月 1 日時点での入所者数と同数の目標値を設定します。
【目標値】 削減見込み (A - B)	0 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数と同数の入所者数を見込みます。
【目標値】 地域生活移行数	27 人	平成 26 年度末までに施設から地域移行する者の目標数です。平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを目指します

【国の基本方針】

平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行する。

平成 26 年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から 1 割以上削減する。

今後の取り組み

施設を退所して地域で生活する障害のある人には、グループホームまたはケアホーム（以降「グループホーム等」といいます。）に限らずさまざまな受け皿の確保や地域移行に向けた選択肢を広げる必要があります。引き続き、地域で安心して暮らせるための望ましい方策について検討を行う必要があります。

B. 福祉施設から一般就労への移行

移行者数

	H18～20 年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込み)	累計
一般就労移行者数	10人	3人	2人	2人	17人
東村山市障害者 就労支援室		8人	26人	25人	59人

目標値

項目	数値	考え方
平成17年度の 一般就労移行者数	4人	平成17年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数です
【目標値】 平成26年 度の一般 就労移行 者数	福祉施設 6人	平成26年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数です。平成17年度の 5割以上の移行者増を目指します。
	東村山市就労 支援室 30人	平成26年度において就労支援室を利用 し、一般就労する者の数です。平成21年 度の3倍以上の就労者数を目指します。

【国の基本方針】

平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本とする。

今後の取り組み

就労移行支援事業のサービス提供だけでなく、平成21年度に立ち上げた障害者就労支援室を中心に、就労先の障害理解の促進などによる職場開拓や職場定着支援（ジョブコーチ）更には離職時へのフォロー、障害のある人が就労継続できる体制を整備・強化し、ネットワークを活用した障害者就労支援事業の展開を図ります。

C . 就労移行支援事業の利用者数

移行者数

	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
就労移行支援事業 利用者数	16 人	19 人	28 人

目標値

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の 福祉施設利用者数	676 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用 する者の数
【目標値】 平成 26 年度の就労移行支援 事業の利用者数	37 人	平成 26 年度末において就労移行支援事 業を利用する者の数です。東村山市に おける就労移行支援事業のサービス提 供が適している施設の現状を鑑み、平 成 23 年度における利用者数の 3 割以上 の利用者増を見込みます。

【国の基本方針】

平成 26 年度末における福祉施設の利用者（東村山市においては 676 名を見込む。）のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本とする。

今後の取り組み

就労移行支援事業に適した障害のある人を把握するとともに、就労移行支援事業のサービス提供事業所の拡大を促進し、サービスを提供していきます。

D . 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

利用者数

	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
就労継続支援（A型） 利用者数	4 人	7 人	7 人
就労継続支援（B型） 利用者数	147 人	235 人	321 人

目標値

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の 就労継続支援（A型）事 業の利用者（A）	12 人	平成 26 年度末において就労継続支援 （A型）事業を利用する者の見込み数です。 東村山市における就労継続支援（A型） 事業のサービス提供が可能な福祉施設の割 合を鑑み、平成 23 年度における利用者見込 み数の 6 割以上の利用者増を目指します。
平成 26 年度末の 就労継続支援（B型）事 業の利用者	430 人	平成 26 年度末において就労継続支援 （B型）事業を利用する者の見込み数
平成 26 年度末の 就労継続支援（A型+B 型）事業の利用者（B）	442 人	平成 26 年度末において就労継続支援 （A型+B型）事業を利用する者の見込み数
【目標値】 平成 26 年度の就労継続支 援（A型）事業の利用者 の割合（A） / （B）	2.7%	平成 26 年度末において就労継続支援事業 を利用する者のうち、就労継続支援（A型） 事業を利用する者の割合

【国の基本方針】

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とする。

今後の取り組み

就労継続支援（A型）事業に適した障害のある人を把握するとともに、就労継続支援（A型）事業のサービス提供事業所の拡大を促進し、サービス提供していきます。

(2) 障害福祉サービスの見込量

平成 26 年度までに達成を目指す目標値の設定と、平成 24 年度から 26 年度の間におけるサービスの必要見込量の推計を行います。

A 訪問系サービス

サービス概要

< ア、居宅介護 >

障害のある人等につき、居宅で、入浴、排せつ、家事援助、通院介助等を行います。

障害程度区分が区分 1 以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者。

< イ、重度訪問介護 >

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする障害のある人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

障害程度区分が区分 4 以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害程度区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること（その他経過措置あり）。

< ウ、同行援護 >

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

< エ、行動援護 >

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人等が、危険を回避するため必要な支援、外出時における移動中の介護を行います。

障害程度区分が区分 3 以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしていること。

< オ、重度障害者等包括支援 >

意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護を要する障害のある人等に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

障害程度区分が区分 6（障害児にあっては区分 6 に相当する心身の状態）であって、障害程度区分の認定調査項目のうち一定の要件を満たしている場合等。

サービス量

単位：時間分・人分/月

種 類	事項	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
ア、居宅介護 イ、重度訪問介護 ウ、同行援護 エ、行動援護 オ、重度障害者等包括支援	サービス量	10,806	11,892	12,000
	利用者数	260	251	260

サービス見込量

単位：時間分・人分/月

種 類	事項	H24 年度	H25 年度	H26 年度
ア、居宅介護 イ、重度訪問介護 ウ、同行援護 エ、行動援護 オ、重度障害者等包括支援	サービス量	12,400	12,800	13,200
	利用者数	325	345	355

今後の取り組み

障害のある人の地域生活を支える根幹をなすとも言える訪問系サービスであり、今後も必要な方に適切にサービスを提供していきます。また同行援護について、視覚障害者の社会参加の観点から拡充を検討します。

B 日中活動系サービス

サービス概要

<ア、生活介護>

常に介護を必要とする者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

障害程度区分が、区分3（障害者施設入所者は区分4）以上の者。

年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が、区分2（障害者施設入所者は区分3）以上の者。

<イ、自立訓練>

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<ウ、就労移行支援>

一般企業等への就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のための必要な相談等を行います。

<エ、就労継続支援（A型）>

一般企業等での就労が困難な者に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、生産活動に係る知識等の向上のために必要な訓練を行います。

<オ、就労継続支援（B型）>

一般企業等での就労が困難な者や一定年齢に達している者などに、働く場を提供するとともに、生産活動に係る知識等の向上のために必要な訓練を行います。

<カ、療養介護>

医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

<キ、短期入所>

自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス量

単位：人分/月

種 類	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
ア、生活介護	41	130	168
イ-1、自立訓練 (機能訓練)	5	2	2
イ-2、自立訓練 (生活訓練)	0	6	8
ウ、就労移行支援	16	18	28
エ、就労継続支援(A型)	4	6	9
オ、就労継続支援(B型)	147	235	321
カ、療養介護	1	1	1
キ、短期入所	171	264	325

サービス見込量

単位：人分/月

種 類	H24 年度	H25 年度	H26 年度
ア、生活介護	171	173	175
イ-1、自立訓練 (機能訓練)	5	7	8
イ-2、自立訓練 (生活訓練)	10	13	14
ウ、就労移行支援	31	34	37
エ、就労継続支援(A型)	10	11	12
オ、就労継続支援(B型)	357	394	430
カ、療養介護	3	3	3
キ、短期入所	335	345	355

今後の取り組み

施設や医療機関等、保護者と連携し、利用者の障害状況等に応じ、各サービス利用の円滑な連携、調整をするとともに、サービス提供事業所の拡大を促進します。

その他

短期入所と同種事業として「東京都認定心身障害者（児）短期入所事業」があります。当該事業は、法外事業のため、「基本指針」において数値目標を求められてはいませんが、本市では当面法内事業と一体的な役割を認め、数値目標を策定します。

サービス量

単位：人日分/月

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
実績	29	40	35

サービス見込量

単位：人日分/月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量	35	35	35

今後の取り組み

緊急時に支援が必要な方に対して適切に対応ができるよう、法内の短期入所事業と併せて、利用の在り方を検討していきます。

C 居住系サービス

サービス概要

ア．共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

<共同生活援助>（グループホーム、以下「GH」といいます。）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

障害程度区分が区分1以下の知的・精神障害者。

<共同生活介護>（ケアホーム、以下「CH」といいます。）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害程度区分が区分2以上の知的・精神障害者。

イ．施設入所支援

入所した施設において、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス量

単位：人分／月

	H21年度	H22年度	H23年度 (見込み)
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	62	64	73
施設入所支援	15	51	95

サービス量

単位：人分／月

	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	76	80	80
施設入所支援	94	92	90

整備見込量

	H22 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
	定員数 (実績)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	定員数 (見込)
共同生活援助 (GH) 共同生活介護 (CH)	76 人	76 人	80 人	80 人

今後の取り組み

入所施設から地域移行を促進する一方、施設入所を希望する待機者がいるため、施設入所に適した方の入所を促進します。

また、グループホーム等の利用が適した方のニーズを把握し、既存施設の活用と施設整備の検討をします。

D 相談支援

ア．計画相談支援

サービス概要

障害福祉サービス利用者が適切にサービスを利用できるよう、障害のある人の状況を勘案し、サービス利用計画を作成し、利用に関する調整等を行います。

サービス量

単位：人分/月

	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
計画相談支援 (サービス利用計画作成費)	0	0	0

サービス見込量

単位：人分/月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成費)	1	9	59

今後の取り組み

サービスを利用される方に適した支援プランの作成を行うよう、制度に則した実施に努めます。

イ．地域移行支援

サービス概要

施設や病院に長期入所・入院していた方が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援を行います。

サービス見込量

単位：人分/月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域移行支援	2	3	3

今後の取り組み

サービス提供事業者の育成・確保を図り、入所、入院中に福祉サービスの見学・体験のための外出支援、準備等を行い、地域生活への移行を進めていきます。

ウ．地域定着支援

サービス概要

居宅で一人暮らしをしている方に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行います。

サービス見込量

単位：人分／月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域定着支援	2	3	3

今後の取り組み

サービス提供事業者の育成・確保を図り、地域で生活する方が安心して暮らせるよう支援を行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

本市では、当事者のニーズやこれまでの事業の実施状況、当市の財政状況などを踏まえ、必要なサービスを実施していきます。

A 相談支援事業

サービス概要

地域の障害のある人等の福祉に関する問題につき、障害のある人等、障害児の保護者または障害のある人等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

サービス量

単位：実施の見込箇所数

事項	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
実績	2	2	2

サービス見込量

単位：実施の見込箇所数

事項	H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量	2	2	2

今後の取り組み

相談支援事業者の育成・充実に努めます。

B 地域活動支援センター機能強化事業

サービス概要

障害のある人に対して創作的活動や生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図っていきます。

ア) 地域活動支援センター 型

創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援事業と相俟って、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発を行います。

イ) 地域活動支援センター 型

原則として障害のある人の日中活動の場は、介護給付または訓練等給付事業である日中活動系サービスを実施する施設であり、施設の移行先も同サービス体系下によるものを想定しています。しかし、きわめて個別性が高く、日中活動系サービスでは対応できない障害のある人に対する支援形態を行う施設として検討していきます。

サービス量

ア) 地域活動支援センター 型

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
実施箇所数	1	1	1
利用者数 / 年	82	91	75

イ) 地域活動支援センター 型

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
実施箇所数	0	0	0

サービス見込量

ア) 地域活動支援センター 型

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施箇所数	1	1	1
利用者数 / 年	75	80	80

イ) 地域活動支援センター 型

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施箇所数	0	0	0

今後の取り組み

今後も必要な方が登録、利用できるよう充実を図ります。

C 地域自立支援協議会

サービス概要

相談事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果す協議の場です。主な機能としては、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の社会資源の開発、改善を行います。官と民が具体的に協働していく場です。

見込量

(実施の有無)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
地域自立支援協議会	検討	実施	実施

【実施に関する考え方】

障害のある人が持つ様々な生活課題の解決にあたっては、市、保健、医療、福祉等地域の様々な関係者が連携して、障害のある人のニーズに応じてあらゆる角度から支援を行うことが重要です。

市は、その中心的役割を担う機関として「(仮称)東村山市地域自立支援協議会」の設置に向け、障害者相談支援事業等の効果的な実施を中心に、障害のある人の自立に関して課題となっている問題を解決するための効率的な組織となるよう実施に向け、検討を行います。

地域自立支援協議会は地域生活支援事業ではありませんが、相談支援と密接な関係があるため、地域生活支援事業に記載しました。

D 相談支援機能強化事業

サービス概要

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

見込量

(実施の有無)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施

今後の取り組み

専門的職員の育成・充実を図ります。

E 住宅入居等支援事業

サービス概要

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

見込量

(実施の有無)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
住宅入居等支援事業	実施の可否につき検討	実施の可否につき検討	実施の可否につき検討

今後の取り組み

保証人がいないなど住宅入居支援のあり方について検討を行います。

F 成年後見制度利用支援事業

サービス概要

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援護者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

見込量

(実施の有無)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施

今後の取り組み

障害のある人が福祉サービスを利用して、安心して地域で暮らしていくために現在社会福祉協議会にて、成年後見制度推進事業と福祉サービス総合支援事業(地域福祉権利事業を含みます)を、一体的に実施し、障害に関しては相談機関が成年後見制度の初期相談窓口として位置づけられ、連携が図られています。成年後見制度の推進については、制度の適正実施について研究を進めていきます。

G コミュニケーション支援事業

サービス概要

聴覚、音声言語機能障害のための意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などの意思疎通の円滑化を図るために、コミュニケーション支援事業を実施しています。

ア) 手話通訳者派遣事業

手話通訳者派遣事業を継続して実施します。

手話通訳者派遣事業のための講習会(入門・基礎・応用・養成)を実施し手話通訳者の養成・資質の向上に努めています。

イ) 要約筆記者派遣事業

平成 20 年度より要約筆記者派遣事業を実施、継続して実施します。

サービス量

単位：実施箇所数

	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
手話通訳者派遣事業	1	2	2
要約筆記者派遣事業	1	1	1

単位：利用見込者数 / 月

	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
手話通訳者派遣事業	22	27	30
要約筆記者派遣事業	8	14	16

単位：登録者数

	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
奉仕員養成研修事業	8	5	6

養成クラス修了者数を登録者数とします。

サービス見込量

単位：実施箇所数

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
手話通訳者派遣事業	2	2	2
要約筆記者派遣事業	1	1	1

単位：利用見込者数 / 月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
手話通訳者派遣事業	30	30	31
要約筆記者派遣事業	12	14	16

単位：登録者数

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
奉仕員養成研修事業	10	10	10

養成クラス修了者数を登録者数とします。

今後の取り組み

手話通訳者の養成・登録・研修の充実に努めます。また、聴覚障害者に対する情報伝達手段の充実に図るために、市において手話通訳・要約筆記者を積極的に活用し、コミュニケーション支援事業の普及啓発を行います。

H 日常生活用具給付等事業

サービス概要

障害のある人等の自立の支援や社会参加の促進を図るために、日常生活用具の購入費用や住宅改修費の助成を行います。

サービス量

単位：利用見込件数 / 年

	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (見込み)
介護訓練支援用具	8	16	24
自立生活支援用具	26	30	24
在宅療養等支援用具	13	15	20
情報・意思疎通支援用具	16	31	24
排泄管理支援用具	223	243	280
住宅改修費	4	9	10

排泄管理支援用具については、(単位：人分 / 年)

サービス見込量

単位：利用見込件数 / 年

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
介護訓練支援用具	24	30	30
自立生活支援用具	24	30	30
在宅療養等支援用具	20	25	25
情報・意思疎通支援用具	24	30	30
排泄管理支援用具	280	300	300
住宅改修費	10	12	12

排泄管理支援用具については、(単位：人分 / 年)

今後の取り組み

障害のある人への日常生活上の困難の改善という観点から、日進月歩である日常生活用具の品目等において、現状に見合うよう見直しを図ります。

移動支援事業

サービス概要

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

サービス量

単位：人数・時間分 / 月

	H21 年度		H22 年度		H23 年度（見込み）	
	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数
（知的・精神障害者）	40	237	40	246	81	577
（肢体不自由児者）	1	6	4	13	4	55
（視覚障害者）	33	348	33	365	27	323
合 計	74	591	77	624	112	955

サービス見込量

単位：人数・時間分 / 月

	H24 年度		H25 年度		H26 年度	
	人数	時間数	人数	時間数	人数	時間数
（知的・精神障害者）	85	580	87	585	90	590
（肢体不自由児者）	4	55	5	67	5	67
（視覚障害者）	25	320	15	200	12	160
合 計	114	955	107	852	102	817

今後の取り組み

移動に関して支援が必要な障害のある人に、地域での自立生活や社会参加を推進するため、適切なサービスの実施に努めます。また重度の視覚障害者については、同行援護への移行を推進していきます。

J その他の事業

ア、訪問入浴サービス事業

サービス概要

家庭において入浴が困難な障害のある人等に対し入浴の介助を行う者等を派遣します。

サービス量

単位：利用見込回数 / 月

	H21 年度	H22 年度	H23 年度(見込み)
訪問入浴事業	35	35	30

サービス見込量

単位：利用見込回数 / 月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
訪問入浴事業	36	39	39

今後の取り組み

適切にサービス提供できる事業者へ委託し、事業を推進していきます。

イ、更生訓練費給付事業

サービス概要

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者および経過措置として身体障害者更生援護施設（療護施設を除く）に入所または通所している者に、更生訓練費を給付します。

サービス量

単位：人数 / 月

	H21 年度	H22 年度	H23 年度(見込み)
更生訓練費給付事業	45	39	35

サービス見込量

単位：人数 / 月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
更生訓練費給付事業	41	47	51

今後の取り組み

制度に沿った適切な給付を行います。

ウ、日中一時支援事業

サービス概要

日中、介護を行う者の疾病その他の理由により、介護を受けることが困難になった障害のある人等に対して一時的に施設等を利用して支援します。

サービス量

単位：人日分/月

	H21 年度	H22 年度	H23 年度(見込み)
日中一時支援事業	61	55	60

サービス見込量

単位：人日分/月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
日中一時支援事業	60	65	70

今後の取り組み

緊急時等に支援が必要な障害のある人が利用できるよう、市内外の障害福祉サービス事業所と連携するとともに、今後の放課後対策事業との兼ね合いも踏まえたうえで、推進を図ります。

エ、生活サポート事業

サービス概要

日常生活を営む上で一時的にまたは部分的に困難のある障害のある人で居宅介護の対象とならない人が、ホームヘルパーによる軽易な日常生活上の支援を受けた場合に、当該費用の一部を補助します。

害のある人等に対して一時的に施設等を利用して支援します。

サービス量

単位：時間分/月

	H21 年度	H22 年度	H23 年度(見込み)
生活サポート事業	0	0	0

サービス見込量

単位：時間分/月

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活サポート事業	5	5	5

今後の取り組み

居宅介護の対象とならない障害のある人へ補完する支援として継続していきます。

オ、自動車運転教習費補助・自動車改造費助成

サービス概要

ア) 自動車運転教習費補助

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助します。

イ) 自動車改造費助成

自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

サービス量

単位：件数/年

	H21 年度	H22 年度	H23 年度(見込み)
自動車運転教習費補助	0	0	1
自動車改造費助成	5	3	6

サービス見込量

単位：件数/年

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
自動車運転教習費補助	1	1	1
自動車改造費助成	5	5	5

今後の取り組み

障害のある人の自動車利用を支援するため、教習費及び改造費を助成していきます。